

福島県省エネ家電購入応援事業(福島県省エネ家電購入応援キャンペーン) 参加店舗募集要領

県では、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入への支援を行うことにより、光熱費の負担軽減及び温室効果ガスの削減を目的として「福島県省エネ家電購入応援事業」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電製品の販売を行う県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	福島県（担当：生活環境部環境共生課）
事業目的	現下のエネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図る。
事業名称	福島県省エネ家電購入応援キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）
事業内容	実施期間中、対象店舗において対象製品を購入した者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付する。
対象者	福島県民（個人）
事業期間 ※ポイント等の交付状況等により期間を変更する場合がある。	<p>【購入対象期間】 令和5年2月27日（月）から令和5年7月20日（木）</p> <p>※この期間中に対象店舗から対象製品を購入した場合に、ポイント等交付の対象となる。</p> <p>【ポイント等交付申請受付期間】 令和5年2月27日（月）から令和5年7月31日（月）</p>
ポイント等交付の対象となる製品	別表1のとおり
ポイント等交付額	総額7億4,000万円程度
ポイント等の額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象製品の品目・省エネ性能により県が設定する額を基本とする。 ・対象製品購入者は、「地域協力店」区分の店舗から対象製品を購入しているとき、ポイント等の額が上記の2倍となる「ポイント2倍コース」に申請することができる。 <p>（ポイント等の額は別表2のとおり）</p>
交付するポイント等の種類	<p>(1) キャッシュレス決済サービスのポイント PayPay、Ponta、auPay、amazon ギフト券、dポイント等</p> <p>※交換可能なポイントの種類は、株式会社ギフトィが提供する「え</p>

	らべる P a y」において交換可能なポイントが対象となる。 (2)商品券等（J C Bギフトカード、Q U Oカード）
--	---

2 キャンペーン参加店舗となる要件について

- ・ キャンペーンの参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の（ア）から（オ）の要件を満たす必要があります。
- ・ （ア）から（オ）の基本要件に加え、（カ）及び（キ）の要件を満たす店舗については、「地域協力店」として登録されます。

【基本要件】

- （ア）福島県内に所在する家電を販売する実店舗（営業所等を含む）であること。E C店舗等は対象外とする。
- （イ）対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内をすること。
- （ウ）キャンペーンの実施に必要な手続（広報宣伝、消費者への説明、申請の補助・助言等）を行うこと。
- （エ）キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。
- （オ）キャンペーンの実施に当たり、関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を遵守すること。

【地域協力店要件】

- （カ）本社・本店が福島県内に所在すること。
- （キ）中小企業等であること。

※「中小企業等」は、下表の基準を満たす法人又は個人をいいます。

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」 「その他の業種（②～④を除く）」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「サービス業」	5千万円以下	100人以下
④「小売業」	5千万円以下	50人以下

- 1 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- 2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する項目

2に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗は以下の事務を行っていただきます。

【ポイント等の交付に関する手続き】

- (1) 購入対象期間中、自店舗において対象製品を購入した者に対して、以下の事項を実施してください。
 - ・ 身分証の提示等により、購入者が福島県民であることを確認する。
 - ・ 購入者にキャンペーンチケットを配付する。
 - ・ 当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配付したことが確認できるようにする。
- (2) ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとしますが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。
- (3) キャンペーンチケットを配付した製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーンチケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事務】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知に協力してください。
- (2) 本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしてください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請してください。

<キャンペーン専用サイトURL> <https://fukushima-shoene.jp>

(2) 登録・承認

登録申請のあった事業者について、県（キャンペーン事務局）の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

(3) 申請に当たっての注意事項

- ・ この募集要領をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください。（やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません。）
- ・ 店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。

- ・ 県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。
(複数店舗分をまとめて申請することはできません。)

5 その他

- ・ 参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- ・ 上記の専用サイトには、対象製品購入者向けのFAQ（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

【コールセンター番号】 0120 - 384 - 538

【コールセンター対応時間】

令和5年1月26日（木）～

午前10時から午後8時まで（土日祝日含む）

(別表1) ポイント等交付の対象となる製品

品目	対象製品要件
エアコン ※上限台数：2台	<p>【3.6kW未満】 統一省エネラベル星3以上 ※令和4年10月1日以前の旧基準対象製品は統一省エネラベル星4つ以上</p> <p>【3.6kW以上】 統一省エネラベル星1.5以上 ※令和4年10月1日以前の旧基準対象製品は統一省エネラベル星4つ以上</p>
電気冷蔵庫 ※上限台数：1台	<p>【容量51リットル以上350リットル以下】 統一省エネラベル星2以上 かつ 省エネ基準達成率100%以上</p> <p>【容量351リットル以上450リットル以下】 統一省エネラベル星3以上 かつ 省エネ基準達成率100%以上</p> <p>【容量451リットル以上】 統一省エネラベル星4以上 かつ 省エネ基準達成率100%以上 ※容量51リットル未満の冷蔵庫はポイント等交付の対象外</p>
電気温水機器 (エコキュート) ※上限台数：1台	<p>統一省エネラベル星4以上 ※寒冷地仕様の場合は統一省エネラベル星3.5以上</p>
LED照明器具 ※上限台数：4台	<p>統一省エネラベル星4以上 ※シーリングライト・ペンダントライトのみ対象</p>

※ キャンペーンの対象となる製品は、上記の対象製品要件を満たし、かつ、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) に記載があるものです。

(別表2) ポイント等の額

区分	能力・サイズ等	ポイント等の額	
		通常店	地域協力店
エアコン	～2.2kW	20,000	40,000
	2.5W～2.8kW	30,000	60,000
	3.6kW～	40,000	80,000
電気冷蔵庫	51L～350L	10,000	20,000
	351L～450L	30,000	60,000
	451L～	40,000	80,000
電気温水機器 (エコキュート)	-	80,000	160,000
LED照明器具	シーリングライト ペンダントライト	5,000	10,000